

信用取引に関する説明書 新旧対照表

※下線部変更

変更後	変更前				
<p>2 P (略)</p> <p>■委託保証金について</p> <ul style="list-style-type: none"> 信用取引を行うにあたっては、別紙2「委託保証金について」に記載の計算方法により、必要な委託保証金(有価証券により代用することが可能です。)を担保として当社に差し入れていただきます。 委託保証金は、<u>売買代金の30%以上で、かつ30万円以上が必要です。レバレッジ型ETF等の一部の銘柄の場合や市場区分、市場の状況等により、30%を上回る委託保証金が必要な場合がありますので、ご注意ください。</u>また、有価証券により代用する場合の有価証券の種類、代用価格等は、別紙2に記載の「4. 代用有価証券について(1) 代用有価証券の種類・代用掛目について」に定めるところによります。 <p>(略)</p>	<p>2 P (略)</p> <p>■委託保証金について</p> <ul style="list-style-type: none"> 信用取引を行うにあたっては、別紙2「委託保証金について」に記載の計算方法により、必要な委託保証金(有価証券により代用することが可能です。)を担保として当社に差し入れていただきます。 委託保証金は、<u>売買代金の30%以上かつ30万円以上が必要です。</u>また、有価証券により代用する場合の有価証券の種類、代用価格等は、別紙2に記載の「4. 代用有価証券について(1) 代用有価証券の種類・代用掛目について」に定めるところによります。 <p>(略)</p>				
<p>1 2 P (略)</p> <p>1. 委託保証金の計算について</p> <p>(1) 必要委託保証金(委託保証金率)</p> <p>お客様が信用取引(建玉)を行うにあたり必要な保証金を算出する割合を委託保証金率といい、当社の信用取引における必要保証金は、建玉(約定)金額の30%で計算します。</p>	<p>1 2 P (略)</p> <p>1. 委託保証金の計算について</p> <p>(1) 必要委託保証金(委託保証金率)</p> <p>お客様が信用取引(建玉)を行うにあたり必要な保証金を算出する割合を委託保証金率といい、当社の信用取引における必要保証金は、建玉(約定)金額の30%で計算します。</p>				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="145 1850 331 1935">必要保証金</td> <td data-bbox="331 1850 778 1935">建玉(約定)金額×30%(委託保証金率)</td> </tr> </table>	必要保証金	建玉(約定)金額×30%(委託保証金率)	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="810 1850 997 1935">必要保証金</td> <td data-bbox="997 1850 1444 1935">建玉(約定)金額×30%(委託保証金率)</td> </tr> </table>	必要保証金	建玉(約定)金額×30%(委託保証金率)
必要保証金	建玉(約定)金額×30%(委託保証金率)				
必要保証金	建玉(約定)金額×30%(委託保証金率)				
<p>➤ 上記の計算による額が30万円未満の場合は、</p>	<p>➤ 上記の計算による額が30万円未満の場合は、</p>				

<p>30万円が必要となります。</p> <p>➤ <u>レバレッジ型ETF等の一部の銘柄の場合や市場区分、市場の状況等により、30%を上回る委託保証金が必要な場合がありますので、ご注意ください。</u></p> <p>➤ 市場の動向等により、金融商品取引所又は当社が委託保証金率の引上げ措置を行った場合は、その措置に従っていただきます。</p> <p>(略)</p> <p>15P</p> <p>(略)</p> <p>■信用取引の基本的な流れ</p> <p>(略)</p> <p>● — — — — 委託保証金 — — — — ●</p> <p>■売買代金の30%<u>以上</u>で、かつ30万円以上が必要です。</p> <p>(略)</p>	<p>30万円が必要となります。</p> <p>(追加)</p> <p>➤ 市場の動向等により、金融商品取引所又は当社が委託保証金率の引上げ措置を行った場合は、その措置に従っていただきます。</p> <p>(略)</p> <p>15P</p> <p>(略)</p> <p>■信用取引の基本的な流れ</p> <p>(略)</p> <p>● — — — — 委託保証金 — — — — ●</p> <p>■売買代金の30%<u>以上</u>かつ30万円以上が必要です。</p> <p>(略)</p>
<p><u>【2023年1月】</u></p>	<p><u>【2022年4月】</u></p>